

特別養護老人ホームの入所希望申請について

世田谷区では、区内特別養護老人ホーム入所等の公平性を確保するため、平成15年4月に、**世田谷区特別養護老人ホーム入所指針**（裏面に要旨を掲載）を定めており、この指針に基づいて入所希望申請を行っていただいております。調査書に基づき、要介護度、介護期間、介護者の状況、行動・心理症状の四つの基準項目について、状況を総合的に勘案してポイント付けを行い、入所の必要性が高い方から入所できる方法をとっています。

1. 申請できる方

世田谷区に住民登録があり、要介護3～5の認定を受け、在宅での介護が難しい方。

※やむを得ない事情により特養以外での生活が難しい場合は、要介護1・2の方についても申請を受け付けます。

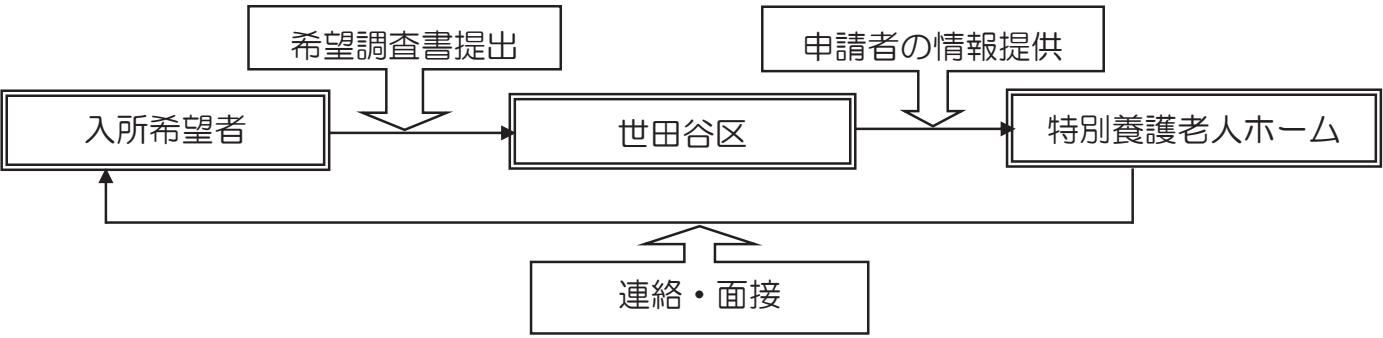
2. 記入方法

現在の滞在場所	滞在场所1～4のいずれかに○をし、2～4の自宅以外の場合は滞在先の名称・所在地・電話番号・自宅以外に滞在するようになった時期をご記入ください。
要介護1・2の方の入所希望理由	要介護1・2の認定を受けている方が申請される場合は、 <u>必ずその理由をご記入下さい。</u> 例:認知症等で徘徊があり、在宅生活が困難なため
要介護状態区分認定の有効期限	現在の介護保険証に記載されている内容をご記入ください。 <u>要介護度が変更となっても、区で把握できますので変更の連絡をする必要はありません。</u>
継続して現在まで要介護1以上の期間	介護保険要介護認定で要介護1以上の期間により加点します。わかる範囲でご記入ください。
介護保険負担限度額認定証	どちらかに○をしてください。
希望する部屋の種類	いずれかに○をしてください。（部屋の種類により居住費が異なります。多床室に比べ個室の方が原則として利用料金は高くなります。また、施設によりご希望に添えない場合があります。）
希望する施設	「施設ガイド」8～9ページの一覧表の施設から3つまで選べます。施設コードと施設名をご記入ください。施設から連絡が入ったにも関わらず「まだ入所したくない」「その施設は希望しない」等で入所を断った場合は入所の意志がないものとして名簿から削除されます。 事前に施設を見学するなど、充分ご検討の上、ご記入ください。
家族・親族の状況	・家族、親族で関わりの深い方の状況をご記入ください。（4人以内） ・介護に従事している方の氏名の横に○をつけてください。また、主に介護に従事している方には◎をつけてください。 ・介護者が介護できない理由は番号で全てご記入ください。 ☆家族・親族が全くいない場合は、右側中段の「◆その他」欄にご記入ください。
行動・心理症状	目が離せない、危険がある場合に選択してください。その他については、具体的にご記入ください。
身体・ものの忘れ等の状況	現在の状況に○をつけてください。 <u>変化があっても連絡の必要はありません。</u>
その他	必ず入所希望理由をご記入ください。ケアマネジャーがいる場合は、氏名・連絡先をご記入ください。

3. 入所基準の項目 ※合計ポイントの高い方から施設よりお声がけいたします。

評価項目	点数配分	
要介護状態区分	ご本人の要介護度に応じて点数配分します。	30点満点
介護期間	要介護認定で継続して要介護1以上の期間で配点します。	20点満点
	要介護認定3以上の期間で加点します。	10点満点
家族・親族の状況	介護者の状況で配点します。	30点満点
行動・心理症状	介護の困難な状態に応じて配点します。	10点満点

入所までの流れ



施設は、候補となる方と面接の上、施設の特性、男女別の空き状況等により入所者を決定しています。また、身体状況から受け入れが難しいと施設が判断した場合など、ご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。（「施設ガイド」をご覧ください。）

※今回の入所希望申請の有効期限は令和9年3月31日です。

4. 注意事項

- 申請以降、**令和9年3月31日までは希望施設の変更はできません。**希望施設の変更は、次回の調査時（令和8年12月予定）に受け付けます。
また、入所をお断りされた場合は、入所のご意思がないものとして、希望された全ての施設の名簿から削除されますので、ご注意くださいますようお願いいたします。
- 要支援1・2に該当になった場合は入所対象から外れ、入所希望者名簿から削除されますので、ご注意くださいますようお願いいたします。
- 平成27年4月1日より介護保険法の改正が行われ、特別養護老人ホームへの新規入所は原則として要介護3以上の方となりましたが、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が難しい場合は、要介護1・2の方の場合も申請を受け付けます。
- 入所希望調査書は希望施設へ送付しますので、正確にご記入ください。

《問い合わせ先》 高齢福祉部高齢福祉課
電話 03-5432-2412
FAX 03-5432-3085

※特別養護老人ホームの入所希望申請は、住民登録地の保健福祉センター保健福祉課へお願いいたします。